

岡山市立可知小学校 「いじめ防止基本方針」

■いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

●いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【文部科学省「いじめ防止対策推進法」より】

※学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらずその訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確認し、対応に当たる。

■いじめを未然に防止するために

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を育むことができるように努める。

道徳や学級指導の時間には、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さの指導を行う。学級のルールを決めて守ったり、学習の規律を守ったりする規範意識の醸成に努める。

「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように教育活動全体を通して指導する。見て見ぬふりをする事や知らん顔をする事は、「いじめ」をしていることにつながる事や、「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

■いじめを早期発見・早期対応するために

■教職員のいじめに気づく力を高める

いじめは、早期発見することが早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童たちが信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、全教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが必要である。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

■積極的に児童から情報収集を行う

いじめアンケートやアセスアンケートを利用して、児童から積極的に情報収集をすることで、いじめの早期発見・早期対応していく。

■いじめの態様を知る

いじめの態様によっては、その行為が犯罪行為に近い重大なものとしてとらえ、いじめられている児童を守り通すという観点から、関係機関と連携するなどして毅然とした対応をとることが必要である。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。(軽度の暴行等)
- ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。(中度以上の暴行等)
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。(故意によるもの)
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。(義務のない行為等の強要)
- パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。(ネット関連全般の行為。)

■いじめ問題に取り組む校内体制

■いじめ認知時の体制

①いじめの認知

初期段階からの積極的な情報収集

大人の目では軽微な事案でも、対象児童が「苦痛」を感じているかが重要

②組織的に対応

生徒指導へいじめ認知を報告し、いじめ対策委員会で対応方針を検討

市教委・関係機関へ報告・相談

③いじめの正確な事実確認

いじめ対策委員会で決定した対応方針にもとに、関係児童にいじめの事実を確認
(基本的に複数の教員で聞き取り)

④指導・支援

いじめの事実が確認できた場合、被害児童への支援・加害児童への指導・支援

いじめが起きた集団への指導・支援

⑤関係児童の保護者への連絡

関係保護者へ、指導・支援内容を報告し、家庭での指導・支援継続を依頼

⑥関係児童への継続的な支援

指導後も児童の様子を観察し、支援を継続

児童情報連絡会で全体へ情報を伝え、情報共有し全職員での支援

⑦解消の目安は3か月後

3か月間の見守り後に、被害者本人と保護者に解消したか聞き取り確認

■「いじめ対策委員会」の設置

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ対策委員会」を設置し、学校全体でいじめ対策を行うこととする。

いじめ対策委員会

○構成メンバー

校長，教頭，教務，各学年代表

生徒指導主事，特別支援教育コーディネーター

養護教諭，スクールカウンセラー，子ども相談主事

＜調査・対応＞担任，生徒指導主事，特別支援教育コーディネーター，養護教諭他

※必要に応じて「関係機関」（教育委員会，警察，こども総合相談所など）も招集。

■いじめ重大事態発生時の体制

○重大事態とは

- ・児童が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発病した場合。
- ・いじめにより学校を相当の期間欠席したと疑われる場合。

※相当の期間とは、年間 30 日を目安とする。

○重大事態と思われる事案が発生した場合

- ・情報収集に努める。
- ・対象児童への指導や支援
- ・窓口の一本化
- ・教育委員会との連携
- ・子ども総合相談所や警察との連携

○被害児童や保護者

「あなたは全然悪くない」

- ・身柄の安全確保
- ・安心して告白できる雰囲気
- ・絶対に守るという姿勢
- ・学習環境の確保

○加害児童や保護者

「いじめは絶対ゆるされない」

- ・事実確認
- ・出席停止も視野に入れる

■いじめに対する具体的な取組

I 全体を対象と考える

- 1 教育相談週間の実施
児童全員を対象にして、事前に生活アンケート（いじめを含む）を実施し、ひとりひとりから話をしっかり聞き、信頼関係を深め、児童の自己理解、行動の変容を図る。
- 2 個人懇談
保護者の話をよく聞き、信頼関係を築き、教師の思いや児童の姿を伝え、相互理解を図り、親の家庭でのあり方の改善や教師への協力を進める。
- 3 学級遊び
年度はじめには具体的なふれあいの体験を通して学級内の人間関係を育てる。体験を通じて感じたことを発表したり、友だちの感想を聞いたりすることにより、遊びを通して気づいたことを明確にする。また、教師と児童、児童相互の理解も深め人間関係を促進する。
- 4 チャンス相談（個別も含む）
全児童に、全職員があらゆる機会をとらえて、声かけ、スキンシップなど行い人間関係を促進し、情緒の安定を図る。

II 個人を対象と考える

- 1 児童との教育相談
担任・生徒指導・養護教諭などが、問題行動が見られたり感じられたりする児童と遊んだり、話し合ったりして気持ちを理解すると共に、教師の気持ちを伝え相互理解を図り、行動変容の援助を行う。
- 2 保護者との面談
問題行動が見られたり感じとられたりする児童の保護者の悩みや気持ちを心を込めて聞くと共に、教師の思いを伝え問題の正しい認識、親子関係の改善、学校教育への理解など図る。
- 3 不登校予防に関する教育相談
 - ・該当児童の把握
 - ①休みがちな児童 ②遅刻・欠席が多い児童 ③心身症的な症状を示す児童
 - ④学級で孤立しやすい児童 ⑤その他
 - ・方法
 - ①学級担任が中心として相談に当たり、長欠報告に該当する場合は、児童支援委員会に報告する。
 - ②経過観察期間を1ヶ月とする。児童の欠席が続く場合、校長は保護者を学校へ招き、相談に当たる。なお、必要に応じて関係者が同席する。
 - ③状況に応じては、専門機関の協力を得る。
- 4 不登校児童に対する教育相談（別室登校児童も含む）
 - ・方法
 - ①学級担任を中心として学年・不登校担当・養護教諭・児童支援委員会で対応する。
 - ②専門機関等で相談を受けている場合は、専門機関との連携を密にする。
 - ③重大なケースについては随時ケース会を行う。